

令和7年10月銚子市教育委員会定例会議事録

1 日 時 令和7年10月30日(木)
午後3時00分 開会 午後3時22分 閉会

2 場 所 銚子市役所 3階庁議室

3 出席委員

教育長	中 西 健
委 員	船 崎 繼 雄
委 員	安 藤 清
委 員	大 木 かおり
委 員	藤 本 一 雄

4 出席職員

学校教育課長	本田 拓二	社会教育課長	小川 正俊
教育総務室長	稻垣 雅美	学校教育室長	佐原 輝美
指導室長 (小児言語指導センター所長兼務)	鈴木 貴子	学校給食センター所長	川村 文孝
生涯学習室長 (青少年文化会館長兼務)	藤井 寿代	青少年指導センター所長	栗原 耕次
市民センター所長	岡野 弘美	公正図書館長	大出 美穂
スポーツ振興室長 (体育館長兼務)	黒田 浩章	文化財・ジオパーク室長 (ジオパーク・芸術センター所長兼務)	赤塚 弘美
銚子高等学校事務長	鴨作 きよ美		

5 議題等

議案第28号 銚子市高等学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定について

6 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、令和7年10月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

9月22日に開催いたしました令和7年9月教育委員会定例会及び10月3日に開催いたしました10月教育委員会臨時会の議事録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

【教育長】

それでは次に、教育委員会に関する報告をいたします。

【教育長】

(別添資料により報告)

【教育長】

その他、教育委員の皆さんより報告することがございましたら、お願ひします。

【枠崎委員】

質問でもよろしいですか。

【教育長】

はい。枠崎委員。

【枠崎委員】

いすみ市への視察、お疲れさまでした。移動式のエアコンということで、国からの体育館の空調に関する補助金は受けられるものですか。

【教育長】

これは可能でございます。国からの補助金、これは防災のほうでやるのか、また基本的にはそういうものも受けられますし、さまざまなどういった目的かということを、いろいろな目的に合致するので、補助金を受けながらの設置というのは可能でございます。補助金率はどのくらいでしたか。

【教育総務室長】

今回入れる移動式のエアコンは、緊急防災減災事業債という、いわゆる借金。有利な借金を活用して入れるというものなので、補助金というわけではないです。そちらを取るために、緊急防災ということなので避難所であることとか、活用方法であることとか、本来のお金を貸し出す目的に合うように、こちらもあわせて整備するという予定で今調整を図っているところです。以上です。

【教育長】

緊急防災は借金という形ですが、その借金で借りた分についての措置があるんですね。

【教育総務室長】

交付税措置があります。

【教育長】

ですから結局、借金するけどその交付税で措置されたもので。

【教育総務室】

一般財源という市の負担は比較的少なくて済むという状況になってます。

【枠崎委員】

はい。ありがとうございます。

【教育長】

ほかに何かございませんか。よろしいですか。

【教育長】

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、柏崎委員、大木委員を指名します。

【教育長】

続きまして、日程第2 議案第28号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職 員 朗 読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

それでは、議案第28号「銚子市高等学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定について」、提案理由を説明いたします。「銚子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」の改正内容に合わせ、高等学校の教育職員についても所要の改正を行おうとするものです。

改正内容は2点ございます。1点目は、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として、子の看護休暇の対象事由が拡充されるもので、対象事由に学校が感染症予防で休業する際の子の世話を追加するよう改正するものです。2点目は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として、育児部分休業及び子育て部分休暇制度が拡充するものです。1日につき2時間の範囲内で、30分単位での取得可能であった育児部分休業及び子育て部分休暇に1年につき10日の範囲内で1時間または1日単位での取得可能な形態が新たに加わり、いずれかを選択して取得することが可能とするよう改正するものです。

1点目の子の看護休暇については、令和7年4月1日から、2点目の育児部分休業及び子育て部分休暇については、令和7年10月1日から遡って適用となります。以上で議案第28号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【安藤委員】

わかる範囲で教えていただければと思うのですが、今回の子の看護休暇の拡充という趣旨に関しては、実際のところ銚子市ではどのくらい取得されているか、参考までに教えてください。

【学校教育室長】

この議題自体、本来であれば、1点目は4月から、2点目10月からと、遡って改正することになりますので、これから市立銚子高校に確認し、該当があれば、申し出ていただいて、必要があれば、確認して振り替えを行う予定であります。そのため、現時点ではどのくらいの数になるか把握できていない状況です。以上です。

【安藤委員】

今回拡充された部分ではなくて、従来看護休暇に対して規定されていたものの取得状況はどのような感じですか。

【教育長】

市立銚子高校では基本的に、取得しなければならない方が取得できていないとか、そういうことはないですよね。その状況についてお願ひします。

【銚子高等学校事務長】

これについては、今まで必要な職員は、休暇の取得はできています。

【教育長】

必要とされる方については学校で、取れないというような制約があまりない状況できちんと申し出れば取れる環境にあるということでよろしいですか。

【銚子高等学校事務長】

はい。

【教育長】

必要な方がどれだけ取れているかといった割合が重要なんだと思いますので、そこについては教育委員会としても、この制度が子育てしやすい環境の職場作りということで、抵抗なく申請ができるような学校体制を作れるように指導していきたいと思います。

【安藤委員】

ありがとうございました。

【教育長】

ほかにいかがでしょうか。

【船崎委員】

確認ですが、感染症、例えばお子さんがインフルエンザに罹って家にいる。そうすると出席停止ですね、出校停止。そうしたときに今まで特別休暇が取れなかつたんですか。

【学校教育課長】

それはこれまで取れております。自分の子供が病気になった、熱を出して休んでいる場合は子の看護休暇が取れております。ここで新たに追加になっているのは、例えば、学校でインフルエンザで学級閉鎖になった時、自分の子どもは元気だけど、子どもの面倒のために休まないといけないという場合に看護休暇が取得可能となつたということです。

【船崎委員】

なるほど。遡って取れるというのは、そのときに例えば年休を取って休んだ方が、それを遡って、子の看護休暇に変えることが今回可能だということでおろしいですか。

【学校教育課長】

はい。

【船崎委員】

分かりました。ありがとうございます。

【藤本委員】

素人なのでちょっと教えてほしいんですけど、最初のほうの説明とかだと「休暇等に関する規則の一部を改正する規則」ってなってるんですけど、新旧対照表の方は「関する規則」となっていて、これはいいんですか。

【教育長】

議案第28号と書いてあるこれが、そもそもの今ご指摘いただいた「銚子市高等学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則」自体で、結果が新旧対照表に出ているというところです。

【藤本委員】

分かりました。ありがとうございます。

【教育長】

皆さま、ほかはよろしいですか。

それでは、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

【教育長】

それでは、討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第28号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり決しました。

【教育長】 閉会宣言 午後3時22分

以上をもちまして、令和7年10月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和7年11月25日

署名委員 桜 崎 継 雄

署名委員 大 木 かおり